

第8 電気設備及び火気使用設備等に係る特殊消火設備の取扱い

1 電気設備が設置されている部分等

- (1) 令第13条第1項第6欄及び条例第49条第1項第4欄第2号で規定する「その他これらに類する電気設備」は、発電機（全出力が20kW未満の内燃機関（ガスタービン含む。）のものを除く。）又は変圧器（全出力が20kW未満のものを除く。）の特別高圧若しくは高圧の電路に接続する電気機器（電路に接続するリアクトル、電圧調整器、油入開閉器、油入コンデンサー、油入遮断器、計器用変成器等をいう。以下同じ。）、急速充電設備及び蓄電池設備をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 配電盤、分電盤又は制御盤

イ 電気機器で、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスを発生するおそれのないもの

ウ 急速充電設備で全出力20kW以下のもの

エ 蓄電池設備で蓄電池容量が10kWh以下のもの及び10kWhを超え20kWh以下のもので、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定める出火防止措置が講じられたもの

- (2) 令第13条第1項第6欄に規定する床面積の算定は、第2章第2節第4、2(6)によりそれぞれ算定すること。
- (3) 条例第49条第1項第2欄第3号に規定する「無人の変電設備又は発電設備のある場所」は、同一敷地内に関係者が常駐していない変電設備又は発電設備のある場所をいうものであること（以下「無人変電設備等」という。）。

なお、次のいずれかに該当する場合は、無人変電設備等とは扱わない。

ア 夜間、休日等で継続的に無人状態となるもの

イ 付近の別の敷地内に関係者が常駐しており、有効な巡視が行われているもの

ウ 当該設備の状況を監視することができる制御所（関係者が常時勤務し、当該設備に火災及び事故等が発生した場合（同時多発時を含む。）、直ちに出勤できる体制にあるものに限る。）において、遮断器の操作及び保護継電器等の操作状況の監視並びに火災発生の覚知ができ、かつ、火災発生の場合、当該制御室から関係場所に速やかに通報・連絡ができるもの

2 多量の火気を使用する部分等

- (1) 令第13条第1項第7欄に規定する「その他多量の火気を使用する部分」は、金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備等のうち、最大消費熱量の合計が350kW以上のものが設置されている場所（以下「火気使用設備」という。）が該当するものとする。

なお、同一の場所に複数の火気使用設備が設置されている場合の最大消費熱量は、各火気使用設備の最大消費熱量の和により得た値とするものである。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該部分ごとに算定するものである。

ア 第2章第2節第4、2(6)イの例により区画する場合

イ 1の火気使用設備の最大消費熱量が350kW未満で、かつ、他の火気使用設備との水平距離が10mを超える場合、又は10m以下の部分に不燃材料の壁等（火気使用設備を設置する部分の床及び天井が不燃材料で造られており、かつ、当該火気使用設備から水平距離5m未満の部分に不燃材料で造られた延焼防止上有効な壁（防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器（規則第23条第4項第1号ニに規定する部分にあつては、同条第6項第1号に定める熱感知器）の作動と連動して閉鎖することができるものに限る。）を含む。）が存する場合

- (2) 令第13条第1項第7欄に規定する床面積の算定は、第2章第2節第4、2(6)の例により算定すること。

3 通信機器室、電子計算機室等

(1) 令第13条関係

ア 令第13条第1項第8欄に規定する「通信機器室」は、自動又は手動により信号の送受を行うための通信機器（以下「通信機器」という。）が収納されている室である電話通信機器室、電報通信機器室、無線通信機器室、搬送通信機器室及びデータ通信機器室等をいうものであること。

なお、次のような室は、「通信機器室」に含まれる。

(ア) 利用者に計算又はデータベースサービスを提供し、ネットワーク制御機能を実行できるサーバーを含むコンピュータ（演算、記憶、制御及び入出力の各機能を有する装置）を設ける専用の室

(イ) 通信関係装置（通信回線、交換機、多重化装置、ネットワーク機器、MDF、IDF等）を設ける専用の室
※MDF Master Distributing Frame

IDF Intermediate Distributing Frame

(ウ) 記録媒体（データ、プログラム及びドキュメント等を記録した機器、ディスク、磁気テープ、フィルム、カード、用紙等）及びドキュメント（システム設計、プログラム作成、情報システムの運用等に関する記録）を設ける専用の室

イ 令第13条第1項第8欄に規定する床面積の算定は、通信機器が設けられている室の全部の床面積又は第2章第4、2(6)の例によること。

(2) 条例第49条関係

ア 通信機器室

条例第49条第1項第4欄第1号に規定する「通信機器室」は、前1(1)の例によること。

イ 電子計算機室

条例第49条第1項第4欄第1号に規定する「電子計算機室」は、利用者に計算又はデータベースサービスを提供し、ネットワーク制御機能を実行できるサーバを含むコンピュータ（演算、記憶、制御及び入出力の各機能を有する装置）が設置されている専用の室をいうものであること。

なお、事務室、店舗、配送センター等にデータ等の入出力のため、コンピュータに通信回線等で接続された機器（ワークステーション、パーソナルコンピュータ、現金自動預払機、現金自動支払機、各種発券機等）を設けているものは、「電子計算機室」に含まれない。

ウ その他これらに類する室

条例第49条第1項第4欄第1号に規定する電子計算機室に係る「その他これらに類する室」には、次のものが該当するものであること。

(ア) 「電子計算機室」の電子計算機用として通信関係装置（通信回線、交換機、多重化装置、ネットワーク機器、MDF、IDF等）を設ける専用の室

(イ) 「電子計算機室」の電子計算機用として記録媒体（データ、プログラム及びドキュメント等を記録した機器、ディスク、磁気テープ、フィルム、カード、用紙等）及びドキュメント（システム設計、プログラム作成、情報システムの運用等に関する記録）を保管するための専用の室

エ 事務室等に設けられたコンピュータ事務室、店舗、配送センター等の一部にデータ等の入出力のため、コンピュータに通信回線等で接続された機器（ワークステーション、パーソナルコンピュータ、現金自動預払機、現金自動支払機、各種発券機等）を設けているものは、条例第49条第1項第4欄第1号に規定する「電子計算機室」に係る「その他これらに類する室」として取り扱わないものであること。